

# 公 募 公 告

次のとおり公募を行います。

令和5年2月8日

支出負担行為担当官  
水戸地方法務局長 宮 城 安

## 1 公募に付する事項

- (1) 件 名 令和5年度クレジットカード方式による公共料金の決済業務
- (2) 仕 様 等 応募要領、契約書（案）及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和5年4月3日から令和6年3月31日まで  
ただし、契約の相手方が発行するクレジットカード番号の有効期限を限度として更新することを妨げない。

## 2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A、B、C又はDの等級に格付されていること。
- (4) 応募要領及び仕様書等において定める条件を満たす者であること。
- (5) 当局から応募要領の交付を受けた上で、応募要領に記載した必要書類を期限内に提出した者であること。
- (6) 契約の相手方として不適当でなく、契約の相手方として不適当な行為をしない者であること。  
なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。  
ア 契約の相手方として不適当な者  
(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約

を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

### 3 応募要領の交付期間及び交付場所

#### (1) 交付期間

令和5年2月8日(水)から令和5年2月28日(火)の各日午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土日・祝祭日の終日及び平日の正午から午後1時までの間を除く。)

#### (2) 交付場所

〒310-0061

茨城県水戸市北見町1番1号 法務総合庁舎2階

水戸地方法務局会計課主計係(担当:岩野)

電話 029-227-9913

FAX 029-227-9929

電子メール [kaikei\\_mito\\_moj\\_bal@i.moj.go.jp](mailto:kaikei_mito_moj_bal@i.moj.go.jp)

### 4 公募説明会の日時及び場所

開催しない。

## 5 質問書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和5年2月17日（金）午後5時15分まで
- (2) 提出場所 上記3のとおり
- (3) 提出方法 書面（適宜の様式）にて持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかにより行うものとする。なお、提出に際しては、事前に上記3に対して電話連絡を行うこと。
- (4) 回 答 令和5年2月22日（水）午後5時15分までに、適宜の方法により回答する。

## 6 応募書類の提出期限等

- (1) 提出期限 令和5年2月28日（火）午後5時15分まで
- (2) 提出場所 上記3のとおり
- (3) 提出書類 ①応募申込書 1部  
②資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し 1部  
③誓約書（役員等名簿を添付すること。） 1部

## 7 選定方法

応募書類を当局において審査し、必要な資格を満たす複数の応募者があった場合は、次の日程で応募者にくじを引かせて相手方を選定する。なお、くじを引かない者があるときは本件事務に関係のない法務局職員にくじを引かせるものとする。

- (1) 日時：令和5年3月2日（木）午前10時00分から
- (2) 場所：水戸地方法務局2階 会議室

## 8 その他

- (1) 応募及び契約手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (2) 本公告に示した参加資格のない者のした応募及び応募要領で示した条件に違反した応募は無効とする。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 詳細は応募要領による。

以上